

# 自動車損害賠償保障制度にかかる最近の取組について

平成23年1月

# 自動車損害賠償保障制度に係る最近の状況

## 1. 事業仕分け第2弾（独立行政法人）の結果と対応

○事業仕分け第2弾（独立行政法人）

- ・自動車事故対策機構【平成22年4月27日】
- ・安全指導業務、自動車アセスメント業務

→ 安全指導業務については民間への移行を進めるため、民間団体へ業務の開始を働きかけ、1団体が認定に至ったところ。自動車アセスメント業務については他の法人で実施するため、関係者による移行チームを結成し、検討を開始しているところ。

別紙1

## 2. 事業仕分け第3弾（特別会計）の結果と対応

○事業仕分け第3弾（特別会計）

- ・自動車安全特別会計【平成22年10月30日】
- ・自動車事故防止対策事業、被害者保護対策事業
- ・政府保障事業業務委託費
- ・自動車事故対策勘定、保障勘定（制度のあり方）

→ 被害者保護対策事業への選択と集中を行う等の評価結果を、平成23年度予算政府案に反映したところ。

別紙2

## 3. 在宅の重度後遺障害者への支援の充実

在宅の重度後遺障害者やその家族は、日々の介護に忙殺され、社会から孤立しがちであることから、これまで実施してきた短期入院事業等の施策について、遷延性意識障害者、高次脳機能障害者の在宅介護を行う家族や有識者等の意見を聴くなど、在宅の重度後遺障害者への支援の充実を図る。

別紙3

## 4. 犯罪被害者等基本計画策定における議論について

「第二次犯罪被害者等基本計画」の策定に向けた議論において、犯罪被害者団体から、胎児を人として扱うこと、脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定すること、等についての要望があった。

このうち、高次脳機能障害については、損害保険料率算出機構において検討会を実施中であり、年度内にも結論を得る予定。

別紙4

## 5. 外貌醜状に関する後遺障害等級表の改正

外貌の著しい醜状に関する労災障害等級の男女差を違憲とする地裁判決が平成22年6月に確定し、厚生労働省が労災の等級表を見直すことを決定したところ。

自動車損害賠償保障法施行令の等級表についても、これと平仄を合わせるため、年度内をメドに同様の改正を行う予定。

別紙5

## 6. 保険標章の多色化

原動機付自転車等の無保険車の取締りを強化するため、保険標章（ステッカー）の認性が高まるよう、現行の青色1色から、保険契約が満期となる年ごとに7色に多色化する。

自動車損害賠償保障法施行規則を平成22年12月28日に改正。今年4月より、順次新標章を交付。（現在の標章も当分の間有効）

別紙6

## 7. 一般会計からの繰戻しについて

平成23年度予算での繰戻しについて財務省と協議してきたが、一般会計の財政状況が極めて厳しい中で、繰戻しはできなかった。このため、平成22年12月22日、国土交通大臣、財務大臣との間で文書を取り交わし、繰戻しの期限を平成30年度までとする合意を改めて行った。

別紙7

# 1. NASVA事業仕分けについて

別紙

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 目的 自動車事故の発生防止、被害者の保護の増進
- 設立 H15年10月～（前身 自動車事故対策センター S48年～）
- 組織 本部（東京）、全国に50支所、療護センター4カ所
- 役職員 340名（うち役員6名、職員334名）（H22年4月1日現在）
- 予算 運営費交付金7,420百万円・施設整備費補助金384百万円（H22年度）



愛称 “ナスバ”  
National Agency for Automotive  
Safety & Victims' Aid

## 被害者援護業務

事故被害者を**支える**



○療護センター等の運営  
遷延性意識障害の被害者を専門に  
受入れ治療。世界トップクラスの成果  
・全国6カ所(262床)



○介護料の支給  
重度後遺症の被害者に、日々の  
介護に必要な経費を支給  
・H21年度末実績 4,489人



○育成資金貸付  
生活困窮家庭の交通遺児等に対し、  
生活資金の貸付、友の会活動等の支援  
・H21年度実績 602人

## 自動車アセスメント業務

自動車事故から**守る**



自動車を市中で購入し衝突試験によって、  
最低限の安全基準をどの程度上回る安  
全性があるかを評価し、国民に公表  
・H21年度 17車種

## 安全指導業務

自動車事故を**防ぐ**



○適性診断  
運送会社のプロドライバーに対し、専  
用の機器を用いて運転特性、視力等  
を診断し、安全運転を指導  
・H21年度受診者数 46万人



○指導講習  
運送会社でプロドライバーを指導す  
る役職である「運行管理者」に対し、  
指導上必要な知識・ノウハウを講習  
・H21年度受講者数 14万人

事業仕分け（22年4月）評  
価結果

ユニバーサルサービスを確保しつ  
つ自治体とも協力して民間への移  
行を進める  
（早急に施策を具体化）

【対応状況】  
民間への移行にあたっての課題整  
理、対策の検討を行い、民間団体  
に業務の開始を働きかけている。

事業仕分け（22年4月）評価結果

他の法人で実施し、コストを縮減  
【対応状況】

交通安全環境研究所の試験施設の改修、  
担当職員の手当、法改正等の課題がある  
ため、平成24年度から業務を移管するこ  
とを念頭においており、国土交通省、自動車  
事故対策機構、交通安全環境研究所の関  
係者による移行チームを結成し、検討を開  
始している。

## 2. 特別会計仕分けの結果と対応①

### 特別会計事業仕分け 評価結果

#### 1. 自動車事故防止対策事業・被害者保護対策事業

	WG結論	とりまとめ内容
自動車事故防止対策事業	<p style="text-align: center;"><b>見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内容の見直しを行う 8名</li> <li>●内容の見直しを行わない 1名</li> <li>●予算要求の圧縮 5名 (~10% 1名、~20% 2名、~50% 1名、それ以上 1名) (注：重複有り)</li> </ul>	<p>今年4月の事業仕分けの結果を着実に実施し、厳に必要なものに限定。当面、直接被害者のためになるもの以外は廃止し、「被害者保護対策事業」に集中すべきとの意見があった。バス事業は継続事業の終了をもって終了すべきとの意見もあった。</p>
被害者保護対策事業	<p style="text-align: center;"><b>見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内容の見直しを行う 10名</li> <li>●予算要求の圧縮 3名 (~10% 2名、~20% 1名)</li> <li>●予算要求どおり 1名 (注：重複あり)</li> </ul>	<p>積立金には限りがある中、重度後遺障害者への支援に集中し、また、「自動車事故防止対策事業」から「被害者保護対策事業」に予算をシフトするなど選択と集中を行うべき。また、厚生労働省など関係省庁との調整を適切に図るべき。</p>

※このほか、救急医療機器整備事業について、自動車事故との関連性が薄いなどとの意見があった。

#### 2. 政府保障事業業務委託費

	WG結論	とりまとめ内容
政府保障事業業務委託費	<p style="text-align: center;"><b>縮減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●内容の見直しを行う 6名</li> <li>●内容の見直しを行わない 2名</li> <li>●予算要求の圧縮 (~10% 4名)</li> <li>●予算要求どおり 1名 (注：重複あり)</li> </ul>	<p>実際の業務量に応じた単価設定など委託費の縮減を努力されたい。縮減幅については、10%程度の縮減との意見が複数あったが、一方で現状でよいとの意見も複数あった。</p>

### 対応

※黒字は平成22年度予算額  
赤字は同23年度予算(案)を示す

#### (1)自動車事故防止対策事業の縮減

- ・バス利用促進等総合対策事業について、継続事業のみ予算計上  
【623→389百万円】

#### (2)救急医療機器整備事業の縮減等

- ・自動車事故被害者の受入れが多い病院を厳選、かつ厚生労働省と連携して補助の必要が高い病院を厳選【229→120百万円】
- ・無保険車防止対策事業の廃止  
【38→0百万円】

#### (3)重度後遺障害者支援の充実

##### ①短期入院助成事業等の充実

- ア) 短期入院助成事業の拡充**【75→113百万円】  
(例：差額ベッド代を助成する限度日数(年間30日)の拡充)
- イ) 短期入院協力事業の拡充**【73→168百万円】  
(例：対象病院数の増加、ケアプラン作成経費、痰吸引装置等の購入費を追加(病院が一般的に有する機器は対象外))

##### ②療護センターにおける看護体制の充実

【7,420百万円の内数→7,144百万円の内数】

実際の業務量に応じた単価設定等による委託費の縮減に向け、保険会社等を構成員とする「政府保障事業業務委託費の見直しに関する検討会」を設置したところ。試行的に、平成23年度委託費の積算方法を一部見直し。【881→814百万円】

## 2. 特別会計仕分けの結果と対応②


### 特別会計事業仕分け 評価結果

#### 3. 制度のあり方

	WG結論	とりまとめ内容
<p>枠組みのあり方 (主体・区分経理)</p>	<p><b>現状の制度を継続</b> (保障勘定、自動車事故対策勘定)</p> <p>(自動車事故対策勘定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別会計の廃止（一般会計に統合）3名（一部廃止 1名）</li> <li>●現状の制度を継続 7名（見直し）</li> </ul> <p>(保障勘定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別会計の廃止（一般会計に統合）1名</li> <li>●他の特別会計・勘定と統合 1名</li> <li>●現状の制度を継続 8名（見直し）</li> </ul>	<p>個別事業に関する仕分けの議論を踏まえ、被害者救済等に、より資する事業としていくなど検討していただきたい。</p>
<p>積立金・剰余金の取扱い</p>	<p>&lt;積立金の取扱い&gt;</p> <p><b>積立基準について現在の残高の扱いも含め見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現状維持 2名</li> <li>●積立基準について現在の残高の扱いも含め見直し 6名</li> <li>●積立金制度を抜本的に見直し 2名</li> </ul> <p>&lt;剰余金の取扱い&gt;</p> <p><b>受益者のために適切に活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現状維持 1名</li> <li>●発生抑制の努力 4名</li> <li>●受益者のために適切に活用 4名</li> <li>●一般会計に繰り入れ 1名</li> </ul>	<p>積立金・剰余金について、関係者の理解を得つつ、事故被害者の救済など受益者のために真に必要な分野に活用すべき。</p>

### 対応

※③を除き、平成23年度予算に反映

- 
- ①一般会計繰入金の繰戻しを継続して要求する。
  - ②自動車事故対策勘定の積立金については、その運用益事業を前頁のとおり見直す。
  - ③保障勘定の剰余金を政府保障事業に更に充てることを検討する。  
(「賦課金1：剰余金1」としている現在の割合を見直す。)



# 3. 在宅の重度後遺障害者への支援の充実

○療護センターは、委託病床を含め全国6カ所合計262床しかなく、最重度の後遺障害者（遷延性意識障害）に限った救済対策

→ **その他大部分の重度後遺障害者は在宅**

○介護に忙殺され、社会から孤立しがちな重度後遺障害者・家族を支援するため、短期入院協力事業（メディカルチェック・介護者の休息）、療護センターによる在宅介護手法の伝播等を実施

## 在宅の重度後遺障害者への支援の充実

重度後遺障害被害者の全体像



### 1. 短期入院助成事業等の充実

年に数週間程度の短期入院は、安定的な介護生活を送る上で、非常に重要であり、短期入院協力事業には高いニーズがあるにもかかわらず、指定協力病院の多くは入院実績がないなど、利用が低迷している。

▶ 遷延性意識障害者、高次脳機能障害者の在宅介護を行う家族や有識者等をメンバーとする「短期入院の利用促進等にかかる検討会」を設け（第1回：平成22年11月26日）、短期入院の真のニーズ等を把握し、より一層重度後遺障害者が安心・安全に短期入院することが可能となるよう支援の充実を図る。

●短期入院助成事業の拡充 (22年度予算額 75百万円 → 23年度予算額(案) 113百万円)  
短期入院等する際にかかる経費（室料差額ベッド代、移送費等）を助成する限度日数（「30日」→「45日」）の拡充

●短期入院協力事業の拡充 (22年度予算額 73百万円 → 23年度予算額(案) 168百万円)  
短期入院協力病院に対して、痰（たん）吸引装置、褥瘡（じょくそう）予防対策用具等の導入費、ケアプラン作成費等を支援

< 短期入院協力病院に対し支援する主な機器・器具の例 >



痰（たん）吸引装置

褥瘡（じょくそう）予防対策用具

### 2. 療護センターにおける看護体制の充実

在宅の重度後遺障害者がより良い療養生活を送るためには、在宅介護を行う家族に対して、療護センターによる介護手法・知識、新たな介護手法等の伝播が必要である。このため、療護センターにおいて、新しい看護プログラムの実践等を行うための看護体制の強化を図る。



## 4. 犯罪被害者等基本計画について

### 犯罪被害者等基本計画とは

- ・平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)により、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ**犯罪被害者等基本計画**を策定することとされた。
- ・基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望をいかに満たしていくかという視点で検討され、同年12月の犯罪被害者等施策推進会議で計画案が決定、閣議決定された。

### 犯罪被害者等基本計画の見直し

- ・平成22年に計画期間(5年)が満了することから、「基本計画策定・推進専門委員等会議」において、新たな計画に盛り込むべき事項の検討、犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価等が行われているところ。
- ・被害者団体からの要望等を踏まえた検討、パブリックコメント等の手続きを経た上で、平成22年度内に、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)が閣議決定される見込み。

### 犯罪被害者団体等からの主な要望

#### 【胎児について人として扱うこと】

交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。胎児の被害についても、加害者に刑罰を科してもらいたい。損害賠償及び保険制度においても胎児を人として認め、保障を万全にしてほしい。

#### 【後遺障害認定基準の見直し等】

後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものへの見直しや、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現してほしい。

経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。

#### 【脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定】

脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害と認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。

# 4. 犯罪被害者等基本計画について

## 胎児の被害に対する保障について

### 制度の現状

民法第3条第1項において、「私権の享有は、出生に始まる。」とされており、交通事故における損害賠償訴訟においても、出生しなかった胎児の被害に対する逸失利益等の損害は認められていないところ（損害賠償の対象とはならない。）。自賠責保険制度は、損害賠償の一部を担っているという性質を有するため、交通事故により死産又は流産した胎児は自賠責の対象にもならない。

ただし、交通事故によって妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、自賠責制度においても、支払基準（告示）において、母親への慰謝料が加算算定されているところ。

### 運用上の慰謝料額（自動車損害賠償責任保険支払基準・実施要領）

妊娠月数（週数）	慰謝料加算額
3ヶ月（12週）以内	30万円
4ヶ月（13週）～6ヶ月（24週）	50万円
7ヶ月（25週）以上	80万円

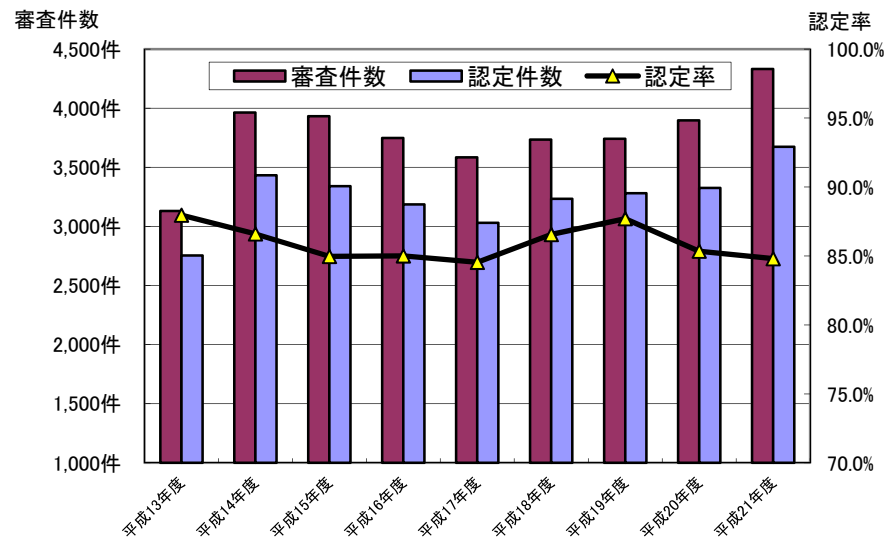
## 高次脳機能障害の認定について

### 制度の現状

自賠責保険においては、高次脳機能障害を負った被害者が後遺障害の認定基準に合致した場合には、後遺障害による損害の保険金等を支払うこととしている。

なお、一般的に高次脳機能障害は、急性期（事故から3週間程度）には全体的な脳損傷が、慢性期（事故から6ヶ月以上経過）には脳室拡大と脳萎縮がCT・MRIなどの画像で認められるが、画像所見がない場合でも、医師の判断により障害認定を行っている。

### 損害保険料率算出機構の高次脳機能審査会審査の推移





# 5. 外貌醜状に関する後遺障害等級の改正

## 経緯

金属を溶かす仕事に顔面にやけどを負った男性が、労災補償給付で女性の場合には7級のところで、11級の障害認定しか受けられないのは男女平等を定めた憲法に反するとして、国が行った認定の取消しを求めた訴訟において、京都地裁は、障害等級の男女格差は違憲と判示（平成22年6月10日確定）。

### 平成22年5月27日京都地裁判決

「精神的苦痛や就労機会の制約、それに基づく損失補てんの必要性は女性の方が大きい」  
「(性別による等級の差について)合理的に説明できる根拠は見当たらず、性別による差別的扱いをするものとして憲法第14条違反と判断せざるを得ない」

## 等級の改正

### 厚生労働省における検討

- 厚生労働省に設置された「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」の報告書に基づき、労災の障害等級の規定を見直すことが決定された。
- 労災の等級表の改正は平成23年2月1日（予定）。新しい等級は、違憲判決の確定日にさかのぼって適用。

### 国土交通省における検討

- 自賠責制度における障害等級表は、表とその解釈、運用について、労災制度に準拠していることから、厚生労働省における検討結果を踏まえ、自賠責制度の等級表（政令）を改正する。
- 改正は年度内を予定。労災と同様に遡及適用（平成22年6月10日以後に発生した事故について適用）する方向で検討中。

### ■ 自賠責保険の等級表改正案（自動車損害賠償法施行令別表第二）

※改正後の内容は検討中の案である。

現 行		改 正 後		
障害等級	後遺障害	障害等級	後遺障害	(保険金額)
第7級	12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの	第7級	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1,051万円
第9級	—	第9級	16 外貌に相当程度の醜状を残すもの	616万円
第12級	14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの	第12級	14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第14級	10 男子の外貌に醜状を残すもの	第14級	—	75万円

# 6. 保険標章の多色化について

## 保険標章

・保険標章は、車検制度のない検査対象外軽自動車、原動機付自転車等について、自賠責保険の契約締結に併せて、保険会社が保険契約者に交付するステッカーであり、運行の用に供する際に表示を義務づけている(法第9条の2第1項、9条の3第1項)。

▶ 自賠責保険への加入の有無を確認するための重要なツール

## 改正概要

法：自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)

### ① 保険標章の多色化

現行の保険標章は、自賠責保険の有効期間を満了する日の属する年に関わらず、色を青色一色としている(法施行規則第1条の5)。



検査対象外軽自動車、原動機付自転車による**無保険車事故が依然として多いことから**、より効果的な無保険車対策を図る必要がある。

○ 保険標章の色を、保険期間の満了する日の属する年ごとに色を変える。

▶ 取締り時等における無保険車の見分けをより容易にするとともに、ユーザーも自ら保険期間の失効をより認識しやすくすることが可能。



平成31年以降の配色については、順次これを繰り返す。

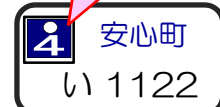
### 施行日

○ 平成23年4月1日から施行する。  
※「ノーロス・ノープロフィット」の原則を踏まえ、施行日以降においても、**既に交付済み・在庫分の保険標章は引き続き、使用可能。**

### ② 表示位置に係る規制の緩和

保険標章の表示位置は、ナンバープレートの左上部に貼り付けることとしている(法施行規則第1条の5)。

保険標章



原動機付自転車において、近年、各市町村が条例に基づき、独自の形状のナンバープレートを決める例が増加していることから、ナンバープレートの視認性を損なわない程度に、**保険標章の表示位置に関する規制を緩和**する必要がある。

例えば...



長野県上田市

岡山県総社市

○ 保険標章の表示位置を、**左上部以外でも可能とする。**

▶ 地域性をより取り入れた独自のデザインのナンバープレートを導入することが可能。

### 施行日

○ 公布の日(平成22年12月28日)から施行する。

# 7. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況 (平成23年1月現在)

1. 「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」に基づく一般会計に繰り入れた繰入金の同会計からの繰り戻し。

注：上記の財政特例法は「自賠特会から一般会計への繰入金について後日、予算の定めるところにより、繰入金相当額及び利子相当額を一般会計から自動車安全特会に繰り入れる」旨を法定。

## 2. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況

### ○保険勘定 (自動車事故対策勘定)

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	7,800億円		7,800億円		当初
7年度	2,910億円		10,710億円		当初
8年度		1,544億円	9,166億円		補正
9年度		808億円	8,358億円		補正
12年度		2,000億円	6,358億円		当初
13年度		2,000億円	4,358億円		当初
15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
23年度 未累計	10,710億円	6,860億円	<b>4,358億円</b>	<b>1,140億円</b>	

\* 保険勘定からの繰入分は自動車事故対策勘定へ繰戻し

\* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において元本未繰戻し分に相当する508億の繰戻し  
(15年度における自動車事故対策勘定の預託金の途中解約に伴う逸失利子等24億を含む。)

### ○保障勘定

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	300億円		300億円		当初
7年度	190億円		490億円		当初
15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
23年度 未累計	490億円	61億円	<b>490億円</b>	<b>35億円</b>	

\* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において全額の61億を繰戻し

### ○合計

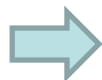
年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
23年度 未累計	11,200億円	6,921億円	<b>4,848億円</b>	<b>1,175億円</b>	

\* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において元本未繰戻し分に相当する569億の繰戻し

**6,023億円**

## 3. 繰戻し期限

平成9年度から  
平成12年度までの間



平成13年度から  
平成16年度までの間



平成17年度から  
平成23年度までの間



平成24年度から  
平成30年度までの間

## 7. 参照条文（一般会計への繰入れ）

○平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）（抄）

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

**第七条** 政府は、平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から七千八百億円、同特別会計の保障勘定から三百億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

○平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）（抄）

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

**第十条** 政府は、平成七年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千九百十億円、同特別会計の保障勘定から百九十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。